

エネルギー等価格高騰対策支援事業

(畜産業) 給付金

申請要領

霧島市農林水産部 農政畜産課

(令和6年3月)

1 エネルギー等価格高騰対策支援事業（畜産業）給付金について

飼料等の生産資材の高騰により経済的に影響を受けている畜産業者に対して交付する給付金になります。

2 対象者

次のいずれにも該当する必要があります。

- (1) 畜産業を営んでいる者であって、毎年実施している畜産統計調査について回答している者。
- (2) 令和5年10月31日以前に市内で事業を開始し、かつ、令和6年3月1日時点においても事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- (3) 令和5年分又は令和6年分の農業所得を申告していること。
- (4) 令和4年又は令和5年に市税を納めていること。
- (5) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体等でないこと。
- (6) 性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でないこと。
- (7) 反社会的勢力ではないことまたは関与していないこと。
- (8) 給付金の趣旨に照らし、給付金を交付することが適当であること。

3 給付額

肉用牛（繁殖）		肉用牛（肥育）	乳用牛	養豚		養鶏	
100頭以上	25万円	50万円	50万円	1000頭以上	50万円	100000羽以上	50万円
50頭以上	10万円	25万円	25万円	500頭以上	25万円	10000羽以上	25万円
30頭以上	3万円	—	10万円	100頭以上	5万円	1000羽以上	3万円
10頭以上	2万円	—	5万円	1頭以上	1万円	1000羽未満	1万円
1頭以上	1万円	—	—	—	—	—	—

4 提出書類等

法人や個人事業ごとに申請してください。

(1) 申請時提出書類

- ア 申請書兼請求書（第1号様式）
- イ 誓約書兼同意書（第2号様式）
- ウ 給付金の振込口座の通帳の写し
- エ 直近の確定申告書の写し

※1 【Q&A】を必ず確認して書類を作成・準備してください。

※2 各種様式は霧島市ホームページでダウンロードできます。

(2) 申請期限

令和6年6月25日（火） ※消印有効

(3) 申請方法

原則として**郵送**

※窓口の混雑防止及び円滑な給付を行うため、郵送での申請に御協力をお願いします。

(4) 提出先

〒899-4394

霧島市国分中央三丁目45番1号

霧島市農政畜産課

「エネルギー等価格高騰対策支援事業（畜産業）給付金」担当 宛

5 給付までの流れ

①申請書類の受付 ※当課に申請書類が到着した日を受付日とします。

↓

②申請書類の審査 ※不備がある場合は電話連絡します。

↓

③交付・確定決定通知書の送付

不交付決定通知書の交付

↓

④支給 ※指定口座へお振込みします。

通帳記載名「霧島市農政畜産課」 現金での支給はできません。

「キシマシノセイケンカ」

申請書類に不備が無い場合、受付日（市役所に届いた日）から概ね3週間程度での支給を予定していますが、締切間近の申請は日数がかかる場合がありますのでご了承ください

6 問い合わせ先

霧島市農林水産部 農政畜産課

電話：0995-64-0963

FAX：0995-64-0944

メール：nouchiku@city-kirishima.jp

URL: <https://www.city-kirishima.jp>

受付（問い合わせ）時間：土日・祝日を除く午前8時15分～午後5時

様式は霧島市ホームページでダウンロードできます。